

過払金返還債務の承継の可否及びその法的構成

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和5年3月30日

【事件番号】 令和4年（ワ）第2352号

【事件名】 不当利得返還請求事件

【裁判結果】 一部認容、一部棄却

【参照法令】 民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）166条1・439条・703条、
利息制限法1条1

【掲載誌】 判時2601号76頁

◆ LEX/DB 文献番号 25608364

中京大学准教授 濱崎智江

事実の概要

Yらは貸金業法に基づく登録を受けた貸金業者である。XはY₁との間で、平成19年7月30日までの間、貸し借りを繰り返し（以下「本件取引1」という。）、Y₂との間で平成19年7月30日以降、平成29年4月1日まで借入れと返済を繰り返し（以下、「本件取引2」という。）。

1 Y₂は、グループ会社のうち国内の消費者金融子会社の再編を目的として、Y₂の子会社Y₁の貸金業を廃止し、これをY₂に移行・集約するために、平成19年6月18日、Y₁との間で以下の内容の契約を締結した（以下「本件業務提携契約」とする。）。

ア Y₁の顧客のうちY₂に債権を移行させることを勧誘する顧客は、Yらの協議で定め、そのうち希望する顧客との間で、Y₂が金銭消費貸借取引に係る基本契約を締結する（Y₂との間で上記基本契約を締結したY₁の顧客を「切替顧客」という。）。

イ Y₁を経由して切替契約を締結する場合の事務取扱方法の概要は次のとおりとする。

① Yらは、ポスター、ホームページ等で切替契約について公示する。② Y₁はその営業店で切替契約の締結を希望する顧客からの申込受付を行い、申込書をY₂に送信し、かつ電話で連絡する。③ Y₂は、融資の審査結果をY₁を通じて通知し、当該顧客と前記アの基本契約を締結する。④ Y₁は、切替顧客から残高確認兼振込代行申込書を受領し、Y₂にこれを引き渡す。

ウ Y₁が切替顧客に対して負担する利息返還債務等一切の債務、同債務に附帯して発生する経

過利息の支払債務その他同社が切替顧客に対して負担する一切の債務（以下「過払金等返還債務」という。）について、Yらが連帯債務を負うこととし負担部分の割合は、Y₂が0割、Y₁が10割とする（この定めを「本件債務引受条項」という。）。

エ Yらは、切替顧客に対し、今後の全ての紛争に関する申出窓口をY₂とする旨を告知する（以下、この定めを「本件周知条項」という。）。

2 Xは、Y₁からY₁の廃業及び切替契約によりY₂の顧客として取引が可能であることについて案内を受け、平成19年7月30日、Y₂との間で金銭消費貸借取引に係る基本契約（以下「本件切替契約」という。）を締結した。この際、Xは、Y₁から、Yらのグループの再編により、Y₁に対して負担する債務をY₂からの借入れにより完済する切替えについて承諾すること、本件取引1に係る約定利息を前提とする残債務を確認し、これを完済するため、同額をY₁名義の口座に振り込むことをY₂に依頼すること、本件取引1に係る紛争等の窓口が今後Y₂となることに異議はないことなどが記載された「残高確認書兼振込代行申込書」（以下「本件申込書」という。）を示され、これに署名してY₁に差し入れた。

3 本件申込書の差入れを受け、Y₂は、平成19年7月30日、Xに対し、本件切替契約に基づき、本件取引1に係る約定残債務金額に相当する金員を貸し付けた上、同額をY₁名義の口座に振込送金した。

4 ア 本件取引1及び本件取引2における借入れは、借入金の残元金が一定額となる限度で繰り返し行われ、また、返済は、借入金債務の残

額の合計を基準として各回の最低返済額を設定して毎月行われるものであった。

イ 本件取引1及び2に関する各基本契約は、それぞれ基本契約に基づく借入金債務につき利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含むものであった。

Xが Y_1 ・ Y_2 に対して過払金等の返還を求めて訴えを提起した。

判決の要旨

1 本件取引1により生じた過払金に係る併存的債務引受の成否について

「 Y_2 は、本件債務引受条項及び本件周知条項を含む本件業務提携契約を前提として、 Y_1 の顧客であったXに対し、 Y_1 を通じて、本件切替契約がYらのグループ会社の再編に伴うものであることや、本件取引1に係る紛争等の窓口が今後 Y_2 になることなどが記載された本件申込書を示して、 Y_2 との間で本件切替契約を締結することを勧誘しているものと評価すべきであるから、上記勧誘に当たって表示された Y_2 の意思としては、これを合理的に解釈すれば、Xが上記勧誘に応じた場合には、 Y_2 が、Xと Y_1 との間で生じた債権を全て承継し、債務を全て引受けることをその内容とするものとみるのが相当である。

そして、Xは、上記の意思を表示した Y_2 の勧誘に応じ、本件申込書に署名して Y_1 を通じて Y_2 に差し入れているのであるから、Xもまた、 Y_1 との間で生じた債権債務を Y_2 が全てそのまま承継し、又は引き受けることを前提に、上記勧誘に応じ、本件切替契約を締結したものと解するのが合理的である。（略）。Xと Y_2 とは、本件切替契約の締結に当たり、 Y_2 が、Xとの関係において、本件取引1に係る債権を承継するにとどまらず、債務についても全て引き受ける旨を合意したと解するのが相当であり、この債務には、過払金等返還債務も含まれていると解される。したがって、Xが上記合意をしたことにより、第三者のためにする契約の性質を有する本件債務引受条項について受益の意思表示もされていると解することがで

きる。（略）。

したがって、 Y_2 は、Xに対し、本件取引1と本件取引2とを一連のものとして制限超過部分を元本に充当した結果生ずる過払金につき、その返還に係る債務を負うというべきである（以上につき、最高裁判平成23年（受）第516号同年9月30日第二小法廷判決・集民237号655頁（以下「平成23年最高裁判決」という。）参照。）」

2 本件取引1により生じた過払金返還請求権の消滅時効の成否について

「継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約が、過払金充当合意を含む場合は、上記取引により生じた過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、上記取引が終了した時から進行するものと解するのが相当である（最高裁判平成20年（受）第468号同21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁（以下「平成21年最高裁判決」という。）。）」

本件についてこれをみると、前記認定のとおり、継続的な金銭消費貸借取引である本件取引1に関する基本契約は、過払金充当合意を含むものであり、上記特段の事情を認めるべき証拠はないから、本件取引1により生じた過払金返還請求権の消滅時効は、本件取引1が終了した時から進行するものと認められる。（略）。そこで検討するに、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約が過払金充当合意を含む場合に上記取引により生じた過払金返還請求権の消滅時効が原則として上記取引が終了した時から進行するものと解されるのは、過払金充当合意においては、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金を同債務に充当することとし、借主が過払金返還請求権を行使することは通常想定されていないことを前提に、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであることを理由とする（平成21年最高裁判決参照）。

本件取引1により生じた過払金返還請求権は、 Y_1 に対するものに限ってみれば、新たな借入金債務の発生はもはや見込まれず、併存的に債務を引き受けた Y_2 との間の本件取引2が継続中であつたとしても、Xは、本件取引1により生じた過払金を本件取引2の借入金債務に充当せず、 Y_1 に対して支払を求めることを選択することも

十分に可能であり、本件取引2の継続が法律上の障害となるということは困難である。

また、X主張のように解すると、切替顧客がY₂との取引を継続する限り消滅時効が完成しないこととなり、当該切替顧客が少なくともY₁に対してはいわば権利の上に眠っているにもかかわらず、Y₁は、証拠の保存に要する費用負担、その散逸の危険等にさらされることとなり、消滅時効制度の趣旨に鑑みても相当でない。」

3 上記2についての消滅時効のY₂に及ぼす効力について

「併存的債務引受がされた場合には、反対に解すべき特段の事情のない限り、原債務者と引受人との関係について連帯債務関係が生ずるものと解するのが相当である（最高裁昭和39年（オ）第1237号同41年12月20日第三小法廷判決・民集20巻10号2139頁参照）。

本件では、前示のとおり、Y₂が、本件取引1により生じた過払金返還債務を併存的に引き受けたことが認められるところ、同債務についてY₁が連帯債務関係となれば、民法439条に基づき、Y₁のために時効が完成したときは、Y₁の負担部分については、Y₂もその義務を免れることとなる。」

判例の解説

一 本判決の背景

出資法改正等の貸金業に関連する法改正に伴い、グレーゾーン金利が廃止されることで過払金の返還が行われ、貸金業者の経営が圧迫されたことになる¹⁾。その後貸金業者についての事業再編が行われる中で、貸金業者が顧客に対して負っていた過払金返還債務につき新しい貸金業者への承継の可否の問題が生じ、過払金返還請求権者である顧客は誰に対して過払金返還を請求しうるのであるか、さらには過払金返還請求権が失効する可能性も問題となった²⁾。下級審において過払金返還債務の承継が争われた事例の数は多く、合併、契約上の地位の移転、事業譲渡、債権譲渡、切替えの方法によって行われる³⁾。

二 本件取引1により生じた過払金に係る併存的債務引受の成否(受益の意思表示を含む)

本判決は、平成23年最高裁判決の判断枠組み

を踏襲する。本件債務引受条項及び本件周知条項を含む本件業務提携契約を前提として、Y₂がY₁の顧客Xに対し、Y₁を通じて、Y₂との間で本件切替契約の締結を勧誘しているとし、「Xが勧誘に応じた場合には、Y₂がX・Y₁間で生じた債権債務を全て承継する」旨の意思内容がXに対して表示され、Y₂がX・Y₁間で生じた債権債務を承継、引き受けることを前提にXが本件切替契約に応じたものと解した。本件切替契約においては債務全てが引受けの対象となり、過払金返還債務も含まれ、Xによる合意には、第三者のためにする契約の性質を有する本件債務引受条項について受益の意思表示も含まれると結論づけた。裁判所は、Y₂はXに対し、本件取引1と本件取引2とを一連のものとして制限超過部分を元本に充当した結果生ずる過払金返還債務を負うとした。併存的債務引受が第三者のためにする契約を有することはすでに大審院判例において示されており（大判昭10・10・19新聞3909号18頁など）⁴⁾、現行民法にも反映されている（民法第470条）。

平成23年最高裁判決も切替事案であり、本判決と類似する。平成23年最高裁判決では、親会社Yが顧客Xに対して勧誘しており、最高裁判所は「Yの意図は別にして、上記勧誘に当たって表示されたYの意思としては、これを合理的に解釈すれば、Xが上記勧誘に応じた場合にはYが、XとA社との間で生じた債権を全て承継し、債務を全て引き受けること」であると判示し、債務引受条項につき第三者のためにする契約の性質を備え、受益の意思表示もなされたと結論づけている⁵⁾。

その後の最判平24・6・29（以下「平成24年最高裁判決」とする。）は債権一括譲渡の事案にて、平成23年最高裁判決と同様に債務引受条項を第三者のためにする契約の性質を備える併存的債務引受と示しつつ、平成23年最高裁判決は「親会社から顧客へ勧誘するに当たって子会社と顧客との間の債権債務を全て承継し、引き受ける旨の意思表示がなされ、その意思表示を前提とした顧客の意思表示がなされた」事案であり、それを欠き、顧客の意思を考慮していない事案である平成24年判決とは事案が異なるとして、併存的債務引受の成立を否定した⁶⁾。

両判決を分析する限り、債権の一括譲渡であるのか切替契約であるのかが重要なのではなく、第

三者のためにする契約として性質決定される併存的債務引受契約において、受益者である顧客による受益の意思表示の前提として、顧客への「勧誘」や「顧客との間の債権債務を全て承継し、引き受ける旨の意思表示がなされた事実の有無」などが成否を分けたことになる⁷⁾。また、本判決においてY₂は「勧誘を実行したのはY₁でありY₂ではない点で平成23年最高裁判決は事案が異なる」と主張したが、裁判所は事実案系に照らし、Y₁はY₂の窓口を過ぎないとして、本判決と平成23年最高裁判決に事案の異同があるとはいえないと判断した。本判決は従来の判例理論を踏襲しつつ、顧客への勧誘の主体の認定のあり方についても示しており、今後の実務の参考となろう。

三 過払金返還請求権の消滅時効の成否

本判決では切替前の本件取引1から生じたY₁に対する過払金返還請求権の消滅時効の起算点がいつであるのかについても争われ、Xは本件取引1と本件取引2に連続性が認められるため切替契約後も過払金充当合意は消滅していないとして本件取引2の終了時を消滅時効の起算点であると主張した。

この点につき、取引終了時から消滅時効が進行する判例（取引終了時説）と過払金発生時から消滅する判例（過払金発生時説）に分かれていた⁸⁾。本判決が引用する平成21年最高裁判決は「過払金充当合意においては、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金を同債務に充当することとし、借主が過払金返還請求権を行使することは通常想定されていないことを前提に、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきである」と取引終了時説に立つことを明らかにしている。

本判決は、この平成21年最高裁判決を踏襲し、Y₁に対して新たな借入金債務の発生の見込みがないこと、Xは本件取引1による過払金を取引2に充当せずにY₁に対して請求することも可能であった等により、本件取引2が継続することが法律上の障害となるということは困難であるとして切替前の本件取引1の終了時を消滅時効の起算点であると判断した。また、本件取引2を起算点とするとXがY₁に対して権利の上に眠る一方で、Y₁に証拠保全の負担が課されることにな

る点も理由としている。

その上で裁判所は「併存的債務引受がされた場合には、反対に解すべき特段の事情のない限り、原債務者と引受人の関係について連帯債務関係が生ずる」とする昭和41年最高裁判決を引用し、Y₁らが連帯債務関係にあり、本件債務引受条項において全ての負担部分を有するY₁については過払金債権が時効消滅し、（改正前）民法439条に基づきY₂についても債務の全てを免れるとした⁹⁾。

過払金返還債務の承継から10年を経過した事例の増加が見込まれる中で過払金返還債権の消滅時効の起算点につきなおも議論の余地が残されており¹⁰⁾、今後の判例に注目したい。

●—注

- 1) 野澤正充「企業の再編と契約譲渡」金法1999号75頁以下。
- 2) 小野秀誠「判批」判評641号148頁。
- 3) 下級審の動向の詳細をまとめたものについては、拙稿「過払金返還債務の承継に関する最高裁判例の変遷（一）」中京51巻2・3号168頁以下、澤野芳夫「過払金返還請求訴訟における実務的問題」判タ1338号15頁以下等が挙げられる。
- 4) 判例の分析は四宮和夫『債務の引受 総合判例研究叢書・民法(14)』（有斐閣、1960年）を参照されたい。
- 5) 平成23年最高裁判決については次のものがある。小野・前掲注2）148頁、野澤正充「判批」金法1953号59頁、渡辺達徳「判批」ジュリ1440号76頁等。
- 6) 平成24年最高裁判決については次のものがある。渡辺達徳「判批」判評657号149頁、四ッ谷有喜「判批」民商150巻1号137頁、池田真朗「判批」リマークス47号46頁等。
- 7) 第三者のためにする契約と併存的債務引受に関する判例分析において「契約当事者に債権を取得させる意思」の存在が要件とされており、その点を最高裁判決も反映しているものと思われる（拙稿「債務引受と第三者のためにする契約との関係について（二・完）」中京54巻3・4号260頁以下）。
- 8) 平成21年最高裁判決については次のものがある。松本克美「判批」判時608号156頁、小野秀誠「判批」リマークス40号10頁など多数。
- 9) 債権法改正に伴い、第441条が時効完成の効果が相対効とする旨を規定している。
- 10) 東京地判令4・11・7（公刊物未登載、LEX/DB25609354）は、取引2の継続中は過払金返還債権を行使することは想定していないとして、切替後の取引終了時を起算点とする（判時2601号77頁の無記名コメントにおいても指摘されている）。